**宿泊所利用重要事項説明書（東京都モデル）**

１　宿泊所事業者

事業者の名称

事業者の所在地

代表者氏名

事業者の連絡先

２　宿泊所概要

宿泊所の名称

宿泊所の所在地

サテライト型住居の名称

サテライト型住居の所在地

施設長氏名

宿泊所の連絡先

サテライト型住居の連絡先

運営規程の概要（別に契約書又は重要事項説明書で明示しているものを除く。）

その他重要事項

３　宿泊所利用契約の内容

　利用する居室　　○階○号室

　宿泊所利用料（居室及び宿泊所の設備を利用できます。）　月額　　　　　円

　光熱水費(全体額を利用人員で割った実費見合いの額です。)　月額　　　　　円（電気月額　　　　円、ガス月額　　　　円、水道月額　　　　　円）

※月の途中での利用開始又は終了の場合は、開始時には、利用開始日から月末までの日数により、終了時には、月初から終了(退所)日までの日数により各種利用料の計算を行い、請求又は精算を行います。

４　宿泊所職員の勤務体制

　　　　　　　　　　　　担当業務　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　勤務体制

　施設長

　施設職員

５　利用料の支払い方法

当月○日までに事業者へ○○○の方法で支払います。

６　利用者からの苦情に対応する窓口等

　窓口の名称

　電話番号

　対応時間

　メールアドレス

７　宿泊所利用に当たっての留意事項（非常災害対策を含む。）

　別紙「生活のしおり」を参照

８　契約の解約

（１）利用者からの解約

利用者は、事業者に対して、○日前までに申し出ることにより、本契約を解約することができます。

利用者は、事業者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者と判明した場合、直ちに解約することができます。

（２）事業者からの解約

　事業者は宿泊所利用契約書第６条の規定に基づき、以下の場合には本契約を解約することができます。

* 利用者の行動が他の利用者の生命、身体又は財産に危害を及ぼす恐れがあり、かつ通常の生活支援方法では、これを防止することができず、本契約を将来にわたって継続することが社会通念上著しく困難であると考えられる場合
* 利用者が正当な理由なく事業者に支払うべき利用料を３か月以上滞納した場合において利用者に対し、相当の期間を定めてもなお期間内に滞納額の全額の支払がないとき
* 利用者が東京都暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者と判明した場合、直ちに解約することができます。
* この重要事項説明書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいいます。

1. 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
2. 暴力団員を雇用している者
3. 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
4. 暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
5. 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

説明年月日　　　　令和　　　　年　　　　月　　　　日

利用者に対して、宿泊所利用契約書及び宿泊所重要事項説明書に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者所在地

事業者名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

説明者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

私は上記事業者から、宿泊所利用契約書及び宿泊所重要事項説明書に基づいて、重要な事項の説明を受けました。

利用者住所

利用者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　印